

【二十歳を祝う会実行委員になりませんか？】

「二十歳を祝う会実行委員会」とは、記念品の選定や式典当日の司会進行役等、様々な面から「二十歳を祝う会」を一生の思い出にするサポートをしていただくために結成される団体です。

～二十歳を祝う会実行委員会のお仕事～

- 4回程度の実行委員会議への出席
- 記念品選定
- 式典当日の役割分担(受付・司会・あいさつ・記念品贈呈等)
- アトラクションの内容の選定

【令和九年合志市二十歳を祝う会】

- 式典予定日 令和9年1月10日(日) 受付…13時～ 開式…14時
- 式典予定会場 合志市総合センター「ヴィーブル」メインアリーナ

※民法改正に伴い、成人年齢は20歳から18歳に引き下げられましたが、名称を「成人式」から「二十歳を祝う会」に変更し、例年通り20歳を対象に式典を開催します。

○合志市二十歳を祝う会実行委員会設置要綱

令和4年8月1日教委訓令第2号

(趣旨)

第1条 合志市二十歳を祝う会の円滑な実施のため、合志市二十歳を祝う会実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(会務)

第2条 実行委員会は、合志市二十歳を祝う会の内容の検討を行い、企画・運営にあたる。

(組織)

第3条 実行委員会は、30人以内の委員をもって組織する。

2 実行委員は、その年度の合志市二十歳を祝う会対象者の中から教育長が委嘱する。

3 実行委員の任期は、委嘱された日から翌年2月末日までとする。

4 委員は、無報酬とする。

(役員)

第4条 実行委員会に次の役員を置く。

(1) 実行委員長 1人

(2) 副実行委員長 2人

(3) 監事 2人

2 役員は、実行委員会の委員の互選によって定める。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ実行委員長が招集する。ただし、年度最初の会議は、教育長が招集する。

(庶務)

第6条 実行委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年8月1日から施行する。

【問い合わせ先】

合志市教育委員会 生涯学習課 生涯学習班

担当：中村、士野

TEL：096-248-5555

FAX：096-248-5450

mail：gakusyu@city.koshi.lg.jp